業務仕様書

1　件名

令和８年度執行予定　那覇市長選挙及び那覇市議会議員補欠選挙における動画啓発業務委託

2　業務目的

近年、若者の投票率低下が著しく、社会問題にもなっている。そのような現状を解消するため、若者の選挙への関心を高め、選挙参加を促進するため、10 代、20 代の利用率が非常に高い、YouTube 等で動画広告を掲載したいと考えている。

3　業務内容

（1）広告動画の企画・構成案の作成

・15 秒から 30 秒程度の動画にすること。
・選挙の種類や、期日前投票ができる期間、選挙期日がわかる内容にすること。
・動画で使う映像は静止画とする。
・ナレーションや BGM の選定又は制作。
・著作権クリアな素材を使用。
・動画作成に必要な素材や選挙情報については必要に応じて提供する。

（2）各種 SNS への広告動画の掲載

・YouTube、インスタグラム、Facebook へ広告掲載を行う。
・広告掲載期間　令和８年 10 月 18 日（日）～令和８年 10 月 25 日（日）の７日間
・各種 SNS への放送回数（目安）は以下のとおりとする

YouTube　　約147,000回表示、約 60 クリック
Instagram　　約272,100回表示、約 400 クリック
Facebook　　約38,800回表示、約 390 クリック
Ｔｖｅｒ　約15,860回表示

・各種広告については以下のユーザーを対象とする。

年　　齢　　おおよそ１８歳～４５歳
居住地域　　那覇市

・各種 SNS アカウントについて、「那覇市選挙管理委員会事務局」のアカウントを作成及び管理を行うこと。また、選挙後はアカウントを削除すること。

※アカウントの削除する日時は、選挙期日後委託者から指示する。
※各種 SNS への放送回数やクリック数等については、随時協議し契約額の範囲内で最大限の効果が発揮出来るように、委託者と受託者で随時協議を行う。

4　委託業務期間

契約締結の日から選挙期日までとする。

5　打ち合わせ、中間報告

受託者は、委託者と密な連絡を取り、動画作成及び放映の進捗状況を報告すること。

6　成果品

（1）成果品として、作成した動画を MP 4 形式で納品すること。

（2）受託者は、業務完了報告書を提出すること。

7　成果品の帰属に対する責任の範囲

（1）成果品の所有権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、委託者に帰属し、委託者の承諾なしに使用又は公表してはならない。

（2）受託者は著作人格権を行使しない。

（3）委託者は、広報活動等で自由に使用・編集できるものとする。

8　再委託

受託者は、業務を再委託する場合は、委託者の承諾を得なければならない。承諾については、任意様式で書面にて行うこと。

9　秘密保持

受託者は、本業務において、委託業者から貸与された情報、その他知り得た情報を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

また、本業務において、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取得特記事項」を遵守しなければならない。

10　その他

（1）完了報告書のレイアウト、体裁等については委託者と協議すること。

（2）業務の遂行については、委託者と十分な協議を行うこと。

（3）委託者が必要とするデータについては、随時提出を求めることができる。

（4）この仕様書に定めのない事項及び明記のない事項について、疑義が生じた場合には、双方協議し明確にするものとする。